

アースコン・マツド会則

第一条 名称及び事務局

本会は、任意団体「アースコン・マツド」と称し、主たる事務局を松戸市内に置き、会全体の運営にあたる。

第二条 目的及び活動

本会は、「地球温暖化対策推進に関する法律」に基づき、以下の活動を行う。

- ①、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深める。
- ②、住民に対して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な助言を行う。
- ③、地球温暖化対策の推進を図る住民に対し、情報の提供その他協力を行う。
- ④、温室効果ガスの排出抑制等のための地方公共団体が行う施策に協力する。

第三条 会員

松戸市在住の千葉県地球温暖化防止活動推進員及び推進員以外の松戸市民で入会を希望する正会員と本会の趣旨に賛同する本会員OBと地城市民の賛助会員より構成され、入会を希望するものは入会申込書により理事会に申し込むものとし、理事会の承認を得て入会を認める。但し、温暖化防止活動推進員以外の松戸市民で会員にとなった者は千葉県地球温暖化防止活動推進員の資格取得に、次回の地球温暖化防止活動推進員の募集する時に応募するものとする。

第四条 理事および役員

総会で理事3人以上20人以内、監事2名を選出する。理事の互選により代表1名、副代表2名を選出する。任務は次の通りとする。

- ①代表は本会の会務を統括する。
- ②副代表は代表を補佐し、代表に事故のある時はこれを代理する。

また、会の円滑な運営を図るために次の組織をおき、役職は理事の互選により選出し、代表が任免する。役職と役員の任務は次の通りとする。

- ③事務局は、事務局長1名事務局次長1名とし、事務局長は本会の事業内容の企画推進、事務連絡・調整にあたる。事務局次長は事務局長の執行業務を分担し事務局長を補佐する。
- ④会計は、会計2名の役員とし、本会の会計を行う。
- ⑤広報部は、広報部長1名とし、広報活動を推進する。

- 2. 理事並びに役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
但し、代表の場合は原則として同一人物は4年間までとする。
- 3. 期の途中で役員の交代が必要になった場合、理事会の承認により新役員を選出し、代表が任免することができる。
- 4. 監事は本会の業務及び会計を監査する。
- 5. 理事および監事は、相互に兼ねることは出来ない。

第五条 会費

正会員の会費は年間2000円、賛助会員の会費は1000円とする。途中退会した場合納入済みの会費は返却しない。

第六条 期限

本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第七条 運営

本会は会費収入、寄付、助成金その他の収入によって充てる。

2、正会員並びに賛助会員は原則として毎月開催される月例会に出席し、日常の活動を決定し推進する。

第八条 総会

総会は毎年一回代表がこれを召集し開催する。会員の過半数の出席をもって成立し、委任状の場合は出席とみなす。議事は出席会員の過半数もって決定する。

代表は臨時総会を招集することが出来る。

総会は次の事項を決裁する。

- ①、活動報告及び収支決算の承認。
- ②、活動計画及び予算案の承認。
- ③、会則の変更の承認。
- ④、理事、監事の承認。
- ⑤、理事会で必要と認めた事項

第九条 理事会

理事会は代表が必要と認めた時、または、理事の3分の1以上の要請があった時に開催する。理事会の専決事項は次の通りとする。

- ①、総会に討議すべき事項。
- ②、活動計画の実施に関する事項。
- ③、執行業務に関する役員の分担決定。
- ④、理事の選出及びその他役員の欠員補充。
- ⑤、賛助会員の承認事項

第十条 顧問、相談役

本会には、顧問、相談役を置くことができる

2、顧問、相談役は理事会の推薦により、代表が委嘱する。

3、顧問、相談役は理事会に出席して意見を述べることができる。

第十一條 付則

1、会則に定めの無い事項については、理事会で協議の上定める。

2、本会は会員名簿、役員名簿、会計簿、議事録簿を備える。

本会則は平成15年4月1日より施行する。

制定：平成15年4月1日 改定：平成17年4月23日
改定：平成19年4月21日 改定：平成20年4月26日
改定：平成21年4月25日 改定：平成22年4月24日
改定：平成23年4月16日